

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年3月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500744 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500110 号

第1 結論

請求者の任意加入に係る国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和 38 年 11 月 20 日から昭和 40 年 4 月 30 日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 14 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 11 月から昭和 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 11 月に厚生年金保険に加入している夫と婚姻し、日にちまでは覚えていないが昭和 40 年 4 月に国民年金に任意加入したにもかかわらず、国の記録においては、私が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 38 年 11 月 20 日に任意加入したこととされ、昭和 38 年 11 月から昭和 40 年 3 月までが国民年金保険料の未納期間と記録されている。

しかし、私が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 40 年 4 月なので、任意加入の被保険者資格の取得時期を昭和 40 年 4 月に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 40 年 4 月に国民年金に任意加入したと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、A 払出簿記号番号発行履歴表によれば、昭和 40 年 4 月 30 日に払い出されていることから、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる上、請求者は昭和 37 年 11 月に婚姻し、夫は厚生年金保険に加入していたことから、昭和 40 年 4 月頃に請求者が国民年金に加入するには任意加入によるほかなく、請求者の主張に不自然な点はない。

一方、オンライン記録によれば、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 38 年 11 月 20 日に国民年金に任意加入したこととされており、当該記号番号の払出手月日から、記録上、請求者は昭和 40 年 4 月頃に加入手続を行い、昭和 38 年 11 月 20 日に遡って国民年金に任意加入したことになっているが、制度上、加入手続時期から遡って国民年金に任意加入することはできないことから、請求期間に係る国民年金被保険者記録を任意加入期間とし、未納期間とする合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和 40 年 4 月に国民年金に任意加入したものと認められる。

なお、請求者の任意加入に係る国民年金被保険者資格の取得年月日については、加入手続年月日の記録がなく、請求者も、加入手続日を覚えていないとしていることから、記号番号の払出手月日である昭和 40 年 4 月 30 日と認定せざるを得ない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501309 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500301 号

第1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 13 日は 14 万 2,000 円、同年 12 月 7 日は 40 万 5,000 円、平成 20 年 12 月 8 日は 40 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 12 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日、同年 12 月 7 日及び平成 20 年 12 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 55 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、A 事業所における請求期間①、②及び③に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録がもれていますことを知った。調査の上、賞与の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 事業所から提出された「給料支払明細書（控）」により、請求者は、同事業所から平成 19 年 7 月 13 日に 14 万 2,500 円、同年 12 月 7 日に 40 万 5,000 円、平成 20 年 12 月 8 日に 41 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記「給料支払明細書（控）」により、平成 19 年 7 月 13 日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 390 円）を、平成 19 年 12 月 7 日においては、当該賞与額より高い標準賞与額（41 万円）に基づく厚生年金保険料（3 万 740 円）を、平成 20 年 12 月 8 日においては、当該賞与額より低い標準賞与額（40 万 1,000

円)に基づく厚生年金保険料(3万740円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記「給料支払明細書(控)」により確認できる厚生年金保険料額又は賞与額から、平成19年7月13日は14万2,000円、同年12月7日は40万5,000円、平成20年12月8日は40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月13日、同年12月7日及び平成20年12月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500868 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500107 号

第1 結論

昭和 43 年 10 月から昭和 47 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 10 月から昭和 47 年 1 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を婚姻後の居住地において納付していたと思うが明確な記憶はない。しかし、請求期間当時、国民年金保険料を支払うようにと催促を受けたものないので、私自身が払っていなければ、元夫又は元夫の亡くなった父親が払ってくれたと思う。役所では、長期間、私の性別を間違えており、私の国民年金保険料の納付記録も信用できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、請求者自身が国民年金保険料を納付していなければ元夫又は元夫の亡くなった父親が納付してくれていたと思うと主張しているが、請求者が元夫に対して連絡を取らないでほしい旨希望していることから、元夫から請求者の国民年金保険料の納付等に関する事情を聴取することができない。

また、請求者が所持している請求期間当時の国民年金手帳には、昭和 40 年 6 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が記載されており、婚姻前の居住地の住所が記載されているものの、婚姻による氏名変更、住所変更の記載はなく、かつ、上記記号番号が記載された国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿にも各種変更に関する記載はない上、請求者も婚姻後に国民年金に関する手続を行った記憶がないと陳述している。

さらに、請求者は、長期間性別を間違えられており、国民年金保険料の納付記録も信用できないと主張しているところ、国民年金被保険者台帳等によれば、請求者の主張どおり性別の記録が誤って管理されていたことが確認できるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、上記記号番号のほかに別の記号番号が払い出されていたことを確認することはできないことから、請求期間の国民年金保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501096 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500108 号

第1 結論

昭和 49 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの請求期間及び昭和 58 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 28 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 49 年 10 月から昭和 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を 2 回に分けて納付したと思う。1 回目は当時の妻に頼んで昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの間くらいに、2 回目の納付時期は覚えていないが母親に頼んで、それぞれ遡ってまとめて納付してもらったのに納付記録が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を当時の妻及び母親に頼んで、2 回に分けて納付したと主張しているが、国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、納付した際の国民年金保険料の納付額、納付対象期間等について具体的な陳述を得ることができない。

また、1 回目に請求期間の国民年金保険料を納付したとする当時の妻の連絡先は不明であり、2 回目に納付したとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

さらに、請求者の当時の妻及び母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500929 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500109 号

第1 結論

平成 9 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 45 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 9 年 3 月

私は、平成 9 年 3 月 14 日に勤務先を退職して、A 市への転出届を行うため、B 県 C 町役場（現在は、D 町役場）に行った際に、国民年金について相談した。そして、国民年金の加入手続も併せて行い、その場で国民年金保険料を現金で納付し、現在は所持していないが、領収書を受け取った記憶がある。

請求期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることに納得できないので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の国民年金被保険者資格の取得処理は、請求者が A 市に転居した約 2 か月後の平成 9 年 5 月 22 日に基礎年金番号「*」において行われ、さらに、その後、同年 7 月 7 日に請求期間に係る納付書が作成されていることが確認できる上、B 県 D 町役場 C 支所は、請求期間当時、転出予定者に対しては転出先で国民年金の加入手続をお願いしていた旨回答している。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記基礎年金番号以外には、請求者が E 事業所において、平成 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された「*」のみであり、請求期間当時に別の基礎年金番号を確認することができない。

これらのことから、平成 9 年 3 月 14 日に退職し、A 市への転出届を行うため、B 県 C 町役場に行った際に国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金保険料を現金で納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が納付したとする請求期間の国民年金保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501049 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500300 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 4 月

A社において厚生年金保険に加入している期間のうち平成 17 年 4 月の標準賞与額の記録がない。勤務先のB社で決算賞与が支給されたことがあったので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給に関する資料を保管していないとしており、請求者も請求期間に係る賞与明細書等を保有していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が、請求期間当時にA社からの給与及び賞与が振り込まれていたとする金融機関は、記録の保管期間を経過しているため、請求者の請求期間に係る預金の取引記録を提出することができないとしている上、請求者の住所地を管轄する市役所は、請求者の課税資料について、保管期間を経過しているため発行できないとしている。

さらに、A社の事務担当者は、請求期間に係る賞与は決算賞与のことであり、同社において厚生年金保険の被保険者になっている者のうち、同社に勤務している者は 4 月に、B 社に勤務している者は 3 月に決算賞与を支給することとなるが、いずれにおいても支給対象は在籍 1 年以上であることが原則である旨回答している上、請求者が B 社の同僚であったと記憶する者たち、回答のあった二人は、入社 1 年未満の時期における決算賞与の支給はない旨陳述しているところ、オンライン記録及び雇用保険加入記録により、請求者は請求期間当時、当該事業所に入社してから 1 年未満であったことが確認できる。

加えて、A社が加入するC健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間の賞与記録はなく、平成 17 年 3 月についても記録されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。